令和８年ニセコ町告示７６号

ニセコ町犯罪被害者等条例の制定に対する意見の募集

「ニセコ町犯罪被害者等条例」の制定について、ニセコ町まちづくり基本条例第５４条の規定に基づき、意見を求める。

令和８年（2026 年）１１月９日

ニセコ町長　　田　中　健　人

記

１　制定予定の条例名　ニセコ町犯罪被害者等支援条例
２　条例　別紙（案）のとおり
３　意見募集の内容　条例策定に対する意見
４　募集の理由　国の「犯罪被害者等基本法」に基づき、犯罪被害によって傷ついた被害者やその家族の権利と利益を守り、再び平穏な生活を営めるよう地域全体で途切れのない支援を行うため、自治体ごとに独自の支援体制を確立する必要があることから、本条例を制定する。
５　意見募集期間等
①　縦覧の期間等　と　き　令和８年（2026 年）１１月１０日（火）から
令和８年（2026 年）１１月２３日（月）まで
ところ　ニセコ町役場町民生活課及びニセコ町公式ホームページ
②　意見の受付期間　と　き　令和８年（2026 年）１１月１０日（火）から
令和８年（2026 年）１１月２３日（月）まで
ところ　ニセコ町役場町民生活課
６　提出された意見項目の公表等
と　き　令和８年（2026 年）１１月２４日（火）以降随時
ところ　ニセコ町役場町民生活課及びニセコ町公式ホームページ

※本縦覧に関するお問合せ先
ニセコ町町民生活課町民生活係（〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地）
電話：0136-56-8839　FAX：0136-44-3500　E メール：choumin@town.niseko.lg.jp
執務時間：8 時 30 分から 17 時 15 分